

# シルバー保険のあらまし

シルバー派遣契約を除いた全ての請負・委任契約においては、発注者とシルバー人材センター、シルバー人材センターと会員の間には雇用関係のない仕組みとなっているため、労災保険の適用はありませんが、万が一事故のあった場合、何の補償もないということでは、安心して働くことができません。そのため、センターでは保険会社と「シルバー保険」の契約を結び一定の補償を行う制度を確立しています。

「シルバー保険」は、就業中に会員の身体に傷害を受けた場合の『団体傷害保険』と、会員が就業中に他人の身体・財産に損害を与えた場合の『賠償責任保険』の2種類があります。

## ■団体傷害保険

会員が、仕事先で身体に障害を受けた場合に補償する保険です。

### ( 1 ) 保険が適用される場合

- ①センターから提供された仕事に就業中、及び自宅と仕事先との通常経路往復中の傷害
- ②仕事に関する知識・技能の習得を目的とした講習会・研修会等に、センターの指示で参加中、及び自宅と会場との通常経路往復中の傷害
- ③センターの総会に出席中、及び自宅と会場との通常経路往復中の傷害

### ( 2 ) 保険が適用されない場合

- ①故意の事故 ②自殺・犯罪・闘争行為での傷害 ③無免許・酒酔運転中の傷害
- ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤天災 ⑥戦争その他の変乱、原子核反応など
- ⑦自覚症状しかないむちうち症・頸椎捻挫・腰痛など ⑧自宅で仕事中の傷害

### ( 3 ) 保険金の種類

- ①死亡保険金： 保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生した日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
- ②後遺障害保険金： 保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生した日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
- ③入院保険金： 保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合
- ④手術保険金： 保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生した日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合（1事故1回が限度）
- ⑤通院保険金： 保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合（入院保険金と重複しては対象にならない）

## ■賠償責任保険

会員が、仕事中に、他人の身体・財産に損害を与えた場合に補償する保険です。

- ( 1 ) 請負賠償： 作業を請け負った会員の作業中の事故に伴う賠償
- ( 2 ) 施設賠償： 契約者の業務遂行に関連して生じた事故に伴う賠償
- ( 3 ) 生産物賠償： 作業を終えた会員が現場を離れた後の事故に伴う賠償
- ( 3 ) 受託者賠償： 作業を請け負うに当たり、委託者等から預かった物に対して生じた損害を補償

※賠償責任保険は、1事故1万円の免責金額を設定しており、当事者にお支払いをしていただきます。刈払機による飛び石事故の場合、賠償保険は適用されません。

◇万が一事故が発生した場合は、早急にセンターへ報告して下さい。

◇保険会社への「事故発生報告」はセンターが行いますが、それ以後の手続きは、保険会社の指示に従って会員自身が行って下さい。保険会社の指示は、必ずセンターへ連絡下さい。

◇シルバー保険の加入は、センターで会員全員をまとめて契約しています。

団体傷害保険料（掛金）は、保険料の内1,000円を会員に負担してもらい、残額をセンターで負担しています。賠償責任保険料（掛金）は、全額センターが負担しています。